

## ●規程改正の概要

要 旨	<p>特定新型インフルエンザ等に係る防疫等作業手当の特例を設けるため、「地方独立行政法人山梨県立病院機構職員給与規程」の一部改正を行う。</p>
内 容	<p>地方独立行政法人山梨県立病院機構職員給与規程の一部改正（規程第●号）</p> <p><b>1 改正内容</b></p> <p>○職員が特定新型インフルエンザ等（※）に係る防疫作業に従事した場合に、防疫等作業手当を支給する特例を設ける。</p> <p>○上記作業に従事した場合の手当額は、従事した日一日につき、1,500円（緊急の作業で心身に著しい負担を与えるものに従事した場合にあっては、4,000円）を超えない範囲内で理事長が定める額とする。</p> <p>（※）特定新型インフルエンザ等      新型インフルエンザ等対策特別措置法第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等のうち、政府対策本部が設置されたもの</p> <p><b>2 改正の背景等</b></p> <p>○特定新型インフルエンザ等が発生した場合に備え、防疫作業に従事した県職員に迅速に防疫等作業手当が支給できるよう、県人事委員会規則が改正される予定。</p> <p>○今後、特定新型インフルエンザ等が発生した場合、当機構職員がその防疫作業に従事する可能性は高く、従事した職員を適切に処遇する必要があること、また当機構の給与体系は県準拠としていることから、今般の人事委員会規則改正にあわせ、給与規程の改正を行う。</p> <p>※参考</p> <p>R4年度新型コロナウイルス感染症に係る防疫等作業手当の支給実績      （支給額：3,000円/日）</p> <p>中央病院：104,004,000円      北病院：2,475,000円      合 計：106,479,000円</p>
施行期日	<p>令和6年4月1日から施行する。</p>

職員給与規程 新旧対照表 (令和6年4月1日施行)

新	旧
<p>附 則  <u>(防疫等作業手当の特例)</u>                      第二十三条 職員が、特定新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第二条第一号に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る同法第十五条第一項に規定する政府対策本部が設置されたものをいう。）から住民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であつて、山梨県の対応状況等を踏まえ、理事長が特別な手当の支給が必要と定めるものに従事したときは、防疫等作業手当を支給する。この場合において、<u>第四十六条の規定は、適用しない。</u></p> <p>2 前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき、千五百円（緊急に行われた措置に係る作業であつて、心身に著しい負担を与えると理事長が認めるものに従事した場合にあつては、四千人円）を超えない範囲内において、それぞれの作業に応じて、山梨県等の手当の額を勘案し、理事長が定める額とする。</p>	<p>附 則                      (新設)</p>

# 特定新型コロナウイルス等とは

## ① 新型コロナウイルス等感染症 (感染症法第6条第7項)

### ・ 新型コロナウイルス

※新たなウイルスを病原体とするインフルエンザで、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの

### ・ 再興型インフルエンザ

※かつて世界的規模で流行したインフルエンザについて、再流行した場合に指  
定するもの

### ・ 新型コロナウイルス感染症

※新たなウイルスを病原体とするコロナウイルス感染症で、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの

## ② 指定感染症 (感染症法第6条第8項)

- ・ 新型コロナウイルス等感染症、1類感染症 (例：エボラ出血熱)、2類感染症 (例：結核) 及び3類感染症 (例：コレラ) 以外の感染症で国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるとして政令で定めるもの

※現在政令で定めている感染症は無い。

## ③ 新感染症 (感染症法第6条第9項)

- ・ 既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので病状の程度が重篤なもの (例：SARS)

## ①～③の感染症の総称

= 新型コロナウイルス等

(新型コロナウイルス等対策特別措置法第2条第1号)

## 新型コロナウイルス等の

うち、政府対策本部が設置

されたもの

= 特定新型コロナウイルス等

(人事院規則9-129第7条第1項)

## 新型インフルエンザ等対策特別措置法

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 新型インフルエンザ等感染症法第六条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症(第六条第二項第二号イにおいて単に「新型インフルエンザ等感染症」という。)、感染症法第六条第八項に規定する指定感染症(第十四条の報告に係るものに限る。)及び感染症法第六条第九項に規定する新感染症(全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。)をいう。

二～八 略

## 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

(定義等)

第六条 この法律において「感染症」とは、一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症をいう。

2～5 略

6 この法律において「五類感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。

一～八 略

九 前各号に掲げるもののほか、既に知られている感染性の疾病(四類感染症を除く。)であって、前各号に掲げるものと同程度に国民の健康に影響を与えるおそれがあるものとして厚生労働省令で定めるもの

7 この法律において「新型インフルエンザ等感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。

一 新型インフルエンザ(新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。)

二 再興型インフルエンザ(かつて世界的規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。)

三 新型コロナウイルス感染症(新たに人から人に伝染する能力を有することとなったコロナウイルスを病原体とする感染症であって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。)

四 再興型コロナウイルス感染症(かつて世界的規模で流行したコロナウイルスを病原体とする感染症であってその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。)

- 8 この法律において「指定感染症」とは、既に知られている感染性の疾病(一類感染症、二類感染症、三類感染症及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)であって、第三章から第七章までの規定の全部又は一部を準用しなければ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。
- 9 この法律において「新感染症」とは、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

## 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則

(五類感染症)

第一条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号。以下「法」という。)第六条第六項第九号に規定する厚生労働省令で定める感染性の疾病は、次に掲げるものとする。

一～十四 略

十五 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。以下同じ。)

十六～四十 略